

城陽山砂利採取地における現場巡回等監視体制について

1 砂利採取申請に係る審査等について

- ①合同審査会（現地調査を含む。）を全ての認可申請に対し実施する。
 ②認可行為区域を明らかにするため明示杭（木杭又は丁張り等）を設置する。（次期許認可（更新含む。）から許認可の条件とする。）

2 現場巡回について

砂利採取法、砂防法、森林法、城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例等に基づき、関係機関が連携して、次の巡回を行う。

項目	実施時期	内容	主体	実施機関
①砂利災害防止月間における立入調査	6月	・雨期を控え災害防止のため、月間事業として関係機関とともに実施 ・全事業所について立入調査を行う	土木	商工、土木、農林、労基（市、組合）
②認可中の採取場の立入検査	各認可月	・認可内容の遵守状況について、砂利採取法に基づき関係機関とともに認可後毎年実施 ・1事業所につき年1回	土木	商工、土木、農林、（保健所、市、組合）
③合同パトロール	5月 11月	・合同パトロール実施要綱に基づき実施 ・全事業所を対象、2班体制 ・重点箇所、重点事項の設定	城陽市	土木、農林、商工、保健所、市、組合、（公社、企画振興）
④定期パトロール	偶数月	・法令の遵守状況について、砂利採取法、砂防法、森林法に基づき実施 ・東部丘陵地全域を対象。3班体制	土木、農林、商工	土木、農林、商工、（市、組合）
⑤常時巡回	毎日	・砂利採取等の状況確認 ・土取、埋戻状況について城陽市条例に基づき巡回の実施 ・山砂利採取地周辺を含む東部丘陵地一帯を巡回	城陽市	市
⑥自主管理	週1回	・土取・埋戻状況等について組合において自主巡回を行う	組合	組合